君津市地域福祉活動計画の概要

1　計画策定の背景

少子高齢化や核家族化の進行による地域での相互扶助機能の低下を背景に、従来の分野別福祉では対応困難な課題が増加。多くの問題に対応するため、「地域共生社会」の実現が求められています。行政だけでなく、企業やNPO、住民団体など多様な主体が連携し、地域生活課題を解決する重要性が高まっています。地域住民一人ひとりが**「我が事」**として地域づくりに取り組む必要性が強調されています。

2　地域福祉の目的

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。

3　計画の位置付け

地域福祉計画と共通の基本理念のもと、地域住民やボランティア、市民活動団体等の各種民間団体が、主体的な地域福祉活動を推進するうえでの方向性を示すために策定する民間の活動計画（社会福祉法第109条）です。また、君津市社会福祉協議会発展・強化計画とも連携しながら地域福祉活動を推進します。

4　計画の期間

君津市地域福祉計画の期間に合わせ、令和６年度～令和11年度までの６年間

5　計画の基本方針

地域を基盤にした支え合い、さまざまな主体が協力して課題を解決していくまちづくりを目指し、「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を基本方針。

6　基本目標の考え方

基本目標１「ご近所同士のつながりを強めよう」

住民同士が気軽に挨拶や声かけができるような地域のつながりを再構築し、住民が地域の現状や課題を共有できるようにするとともに福祉意識の醸成を図ります。

基本目標２「安心して暮らせる地域にしよう」

住民一人ひとりが、まずは「自分のことは自分でやる」という意識を持って、「困ったときはお互いさま」の精神で、自分のできることから活動を始められるように働きかけを行います。

7　地域の取組

８地区ごとの住民の主体的な実施計画（地区活動計画）を策定するため、地区のさまざまな取組事例やアイデアを集約し、基本目標ごとに取組の方向性（活動内容）を定め、福祉課題の解決や住民活動の活性化を図っていきます。

8　君津市社会福祉協議会の取組

広報・啓発活動の充実、地区社協活動の支援、啓発イベントの実施、ボランティア活動の推進、災害時支援体制の基盤強化の取組を実施する。

君津市地域福祉活動計画の推進体制



